

平成25年11月1日(金曜日)

午前10時0分開会

子ども政策局長	橋本 江里子
福祉保健部参事兼 福祉保健課長	原田 幸二
こども政策局 こども家庭課長	村上 悦子

会議に付した案件

概要説明

福祉保健部、総合政策部、教育委員会、
警察本部

1. 本県における青少年の健全な育成について
2. 本県の青少年犯罪、学校における問題行動等の現状について

協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

総合政策部

文化文教・国際課長 菓子野 信男

教育委員会

学校政策課長	谷口 英彦
学校政策課 学校支援監	今村 卓也
特別支援教育室長	坂元 徹
人権同和教育室長	花岡 道義

警察本部

少年課長 河野 俊一

出席委員(11人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中村 幸一
委員	井本 英雄
委員	押川 修一郎
委員	二見 康之
委員	清山 知憲
委員	太田 清海
委員	河野 哲也
委員	渡辺 創
委員	前屋敷 恵美

事務局職員出席者

政策調査課主任技師	山口 大吾
政策調査課主査	深谷 真紀

西村委員長 それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日委員会の日程についてであります
が、お手元に配付の日程(案)をごらんください。

本日は、本委員会の調査事項、「本県のこどもをめぐる環境」を踏まえまして、福祉保健部、総合政策部、教育委員会、警察本部より、本県における青少年の健全な育成や、青少年犯罪の現状等について、説明を受けたいと考えております。

初めに、「本県における青少年の健全な育成」についてですが、まず、青少年の健全な育成に

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長 佐藤 健司

関する県の施策等の説明を受けた後に、本県におけるメディア・リテラシー（メディアを正しく活用する能力）や、インターネット等の適正な利用に係る取り組みについて説明を受けたいと考えております。

後者について、昨今、インターネットや携帯電話等の普及を背景に、これらと子供の関係のあり方について議論になってることは御存じかと思っておりますが、他県では実情に即し、「青少年健全育成条例」を改正するといった対応を行っているところもある模様です。

次に、「本県の青少年犯罪、学校における問題行動等の現状」について説明を受けたいと考えております。

続いて、4の協議事項であります。11月6日からの「県外調査」等について御協議いただきたいと思っております。

以上のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部、総合政策部、教育委員会、警察本部においでをいただきました。

では、早速ですが、概要説明をお願いいたします。

佐藤福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。それでは、お手元の配付資料、右上に「資料1」と付してある資料でございますが、そちらの資料の目次をごらんい

ただきたいと存じます。本日、福祉保健部からは、宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例及びインターネットに関する適正な利用の啓発について、説明をさせていただきます。

なお、福祉保健部の後、教育委員会、警察本部、総合政策部の順に、それぞれ関係事項について説明いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、以上でございます。

村上こども家庭課長 それでは、資料の1ページをお開きください。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例につきまして、御説明いたします。

この条例は、全国的に青少年を取り巻く社会環境が悪化したことを踏まえ、青少年の健全な育成を図るために、昭和52年に制定されたものでございます。

まず、1の条例の目的につきましては、青少年の健全な育成に関して基本となる事項を定めるとともに、「青少年を取り巻く環境を整備」し、青少年の健全な育成を図ることとしております。

次に、2の青少年を取り巻く環境の整備につきましては、大きく分けまして、有益な社会環境の提供と有害な社会環境や行為からの保護の両面について定めております。

まず、(1)の有益な社会環境の提供に関する主なものとしましては、「家庭の日」の制定がございまして、一つ目の丸にありますとおり、毎月第3日曜日を家庭の日と定め、広く県民が青少年の健全な育成に関し、家庭の果たす役割について理解を深めるための日としております。

また、家庭の日を広く周知するために、毎月第3日曜日の家庭の日を中心に、下の表にありますとおり、県内各地の施設・店舗の協力をいただきまして、料金の割引サービス等を内容と

した「家庭の日優待制度」を実施しているところでございます。

平成24年度の実績は、この表のとおりでございます。

次に、(2)の有害な社会環境や行為からの保護に関する主なものとしましては、アの有害図書類の指定及び有害図書類の販売等を制限するための立入調査を実施しております。

具体的な取り組みとしましては、一つ目の丸にありますとおり、県青少年健全育成審議会の意見を聞き、青少年にとって有害となる図書類を指定しております。さらに、書店やコンビニエンスストア等に対して立入調査を行いまして、有害図書類が容易に青少年の目に触れないよう区分して陳列されているか等を確認し、守られていないときは指導を行っております。

次に、資料の2ページをごらんください。

先ほど御説明いたしました有害図書類の指定件数と立入調査の件数につきまして、平成24年度の実績を示しております。

このほか、イにありますとおり、青少年をさまざまな誘惑や被害から守るため、啓発チラシ10万枚を作成しております。このチラシは、小学校5年生から高校2年生の児童生徒のいる全ての家庭等に対し配布いたしております。

別添のチラシをちょっとごらんください。

黄色いほうのページをごらんいただきまして、まず、チラシの上から一つ目の丸、青少年の深夜外出の制限につきましては、青少年を深夜外出に伴うさまざまな誘惑や被害から守るため、子供に午後11時から翌日の午前4時までの深夜に外出をさせないようにする保護者の努力義務と、第三者による深夜の青少年の連れ出し行為等の禁止について周知しております。

2つ目の丸の青少年の深夜入場の禁止につき

ましては、非行の温床となるおそれのある深夜の興行または遊技場から青少年を遮断するため、興行または遊技場を行う者に対し、青少年を午後11時から翌日の午前4時までの深夜、入場させないという義務について周知しております。

最後に、3つ目の丸のインターネット利用について考えましようにつきましては、保護者等に対し、青少年が利用するパソコンや携帯電話等のインターネット端末に、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやサービスを利用する努力義務について周知しております。

資料の2ページにお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました条文の内容につきましては、ここに記載しておりますので後ほどごらんいただきたいと思っております。

青少年の健全な育成に関する条例につきましては、以上でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

インターネットに関する適正な利用の啓発について御説明をいたします。

近年のインターネットを介した青少年のトラブルが増加している状況を踏まえまして、講演会を開催するとともに、啓発用のチラシを作成し、配布いたしております。

まず、1の講演会の開催につきましては、(1)と(2)のいずれも毎年7月に開催します青少年を非行から守り、健やかに育む県民大会の中で実施したもので、PTA、教職員、保護司等の青少年育成者など、青少年にかかわる約500名の参加者に聴講していただきました。

(1)の平成24年度に実施しました講演会では、「ネット社会とこどもたち」 情報モラルと大人の役割 と題しまして、具体的な事例をもとに、情報モラルとは何かについて説明すると

ともに、さらに大人の果たすべき役割についても、もっとスマートフォン等について大人が知ることの必要性や、トラブルの対処法などを具体的に説明していただきました。

（２）の平成25年度に実施しました講演会では、「インターネット社会とネットトラブルの現状」 被害者にも加害者にもならないためにと題しまして、情報化社会を生きていくために、子供たちにインターネットを賢く使う力を身につけさせる必要があること、さらにそのために必要な大人の対応の具体例について説明していただいたところでございます。いずれの講演会につきましても、参加者からは大変な好評をいただいております。

次に、２の啓発チラシにつきましては、先ほどごらんいただきました「子どもたちの安全は、大人が守りましょう！」をつくりまして、チラシの３つ目ですけれども、先ほども少し御説明しましたように、青少年が使用する携帯電話には、有害なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングを必ず利用すること、また、スマートフォンは２通りの回線（携帯電話回線と無線LAN回線）でインターネットに接続できるため、それぞれに対応するフィルタリングが必要であることについて説明を行い、注意を喚起しているところでございます。

このチラシにつきましては、携帯電話等の購入者が増加する春先に合わせ、平成25年3月に小学生5年生から高校2年生の児童生徒のいる家庭等へ約10万枚を配布したところでございます。

インターネットに関する適正な利用の啓発につきましても、以上でございます。

今村学校支援監 それでは、本県におけるインターネット犯罪等への対応について、御説明

をいたします。「教育委員会の特別委員会資料、資料2」と打ってございますが、ごらんいただければと思います。

資料の1ページをごらんください。

初めに、現状についてでございますが、１の（１）パソコンや携帯電話を使いたいじめの状況につきましては、表にありますように、平成20年度から平成23年度までの4年間についてあらわしておりますが、平成23年度におきましては9件の報告が上げられており、数値的には減少傾向にございます。

しかし、後ほど御説明をさせていただきますが、現在、話題となっておりますLINEと呼ばれるそういうアプリケーションソフトなど、表面には出にくい、いわゆるクローズドコミュニケーション内における誹謗中傷など、いじめにつながる問題はかなり増加しているのではないかと考えておきまして、大変な危機感を持って対応するように指導しているところでございます。

（２）のネット利用に係る犯罪被害等の例につきましては、例1、例2にございますように、例えば、女子生徒が交際相手の男子生徒に要求されるままに自身の裸の画像を撮影し、送信したところ、それらの画像がさらに相手の男性から友人等に転送され、さらに複数校の生徒の間に転送されるなど、画像が広まる被害などが報告されていますし、また、ネットを通じて知り合った成人男性による性被害なども報告されているところでございます。

このような現状を踏まえまして、現在、教育委員会の対応といたしましては、２の「ネットトラブル解決支援事業」に取り組んでいるところでございます。

具体的には、２の（１）ネットいじめ情報取

集・相談窓口の運用にありますように、平成21年度から問題サイトの情報収集やネットいじめに関する相談に対応することを目的といたしまして、目安箱サイトを設置しますとともに、いつでも相談できるようにするため、名刺大のカードを県内全ての児童生徒に配布しているところでございます。

目安箱サイトへのアクセス件数、投稿数につきましては、表にございますように、平成24年度は、一番右端のところでございますが、投稿数は19件と減少しておりますが、これは、県内におきまして、児童生徒が多く書き込みを行ってありました掲示板のサイトが閉鎖されたことや、目安箱サイト上に書き込まれた場合の削除方法を掲載するなどの対応をとったことも一つの要因だというふうに考えております。

また、児童生徒のネット利用によるコミュニケーションの形態が、掲示板など表面にあらわれるものの利用から、先ほど申しましたが、LINEなど表面にあらわれにくい、いわゆるクロードコミュニケーションに移行してきていることも大きな要因だと捉えているところがございます。

投稿の内訳については、その次の表に示しているとおりでございますが、それらの内容につきましては、一番下の表に示しておりますような状況がございます。ネット上でのいじめがあるよという報告があったり、書き込みの通報が寄せられていたりという、そういうような内容でございますが、それらについての対応といたしましては、右側にございますが、関係市町村教育委員会や学校に連絡をとったり、対応策を本人にメールで返信したりするなどしているところがございますし、内容に応じては警察と連携するなどして、迅速な対応に努めているところ

でございます。

資料の2ページをごらんください。

(2)のネットパトロールの実施についてでございます。問題の早期発見と情報提供を推進するために、ICT業者に委託をいたしまして、誹謗中傷の書き込みなど問題の多いサイトを中心に、平成24年度から定期的なパトロールを実施しております。

なお、平成24年度中の問題のある書き込み発見件数は、528件となっているところがございます。

また、(3)にございますように、警察本部少年課や県の教育研修センター、ICT業者などの関係機関、また、県内各地区の生徒指導連絡協議会の理事もメンバーに加え、児童生徒の実態を把握するとともに、具体的な対応・対策について、ネットトラブル対策会議なるものを定期的開催いたしまして、協議を実施しているところがございます。

対策会議では、現在、(4)にございますように、情報モラル教育の推進に必要な啓発資料の作成を行っているところがございます。この啓発資料につきましては、小学校、中学校、高等学校、それぞれに児童生徒用、保護者用、教職員用の計9種類の資料を現在作成しようとしているところがございます。この資料につきましては、完成いたしましたら県内の全ての小・中学校、高等学校に配布いたしますとともに、最終的には目安箱サイトにもアップをいたしまして、県内の学校において有効に活用していただくよう周知に努めていく予定としているところがございます。

以上、現在、取り組んでおります事業について御説明いたしましたが、そのほかにも大きな3、学校や教育委員会においてさまざまな取り

組みを行っているところでございます。

例えば、学校におきましては、（１）にありますように、情報モラルに関する教職員の研修ですとか、児童生徒への指導はもとよりでございますが、新入生の説明会やPTA総会、研修会などのさまざまな機会を捉えまして、保護者に対する啓発活動も実施しているところでございます。

また、警察の主催するサイバーセキュリティカレッジや非行防止教室などを活用しながら、警察と連携した指導も実施しているところでございます。

（２）にありますように、県教育委員会におきましては、「携帯電話等の利用に係る諸問題の防止に向け、より一層情報モラル教育を徹底すること」を求める通知を発出いたしますとともに、掲示板等への書き込みに対する削除方法を目安箱サイトに掲載し周知を図ったり、目安箱サイトに寄せられた投稿や相談に対しては、必要に応じて関係警察署や警察本部サイバー対策室及び市町村教育委員会や学校とも連携をしながら対応を行っているところでございます。

最後に、４の今後必要な対応についてでございますが、先ほども御説明いたしました、児童生徒の利用の形態が、LINEなど表面から見にくい、いわゆるクローズドコミュニケーションに移行してきておりまして、ネットパトロールを実施したとしても、実際に見えにくい、発見しにくい状況となっておりますので、その対応のためには、児童生徒はもちろんでございますが、保護者も含めた「情報モラル教育」を充実させることが必要でございますし、問題を早期に発見し対応するためにも、児童生徒、保護者と教師との信頼関係に基づく相談しやすい環境づくりですとか、関係機関との連携というこ

とが重要になってくるものと考えているところでございます。

インターネット犯罪等への対応につきましては、以上でございます。

続きまして、学校における問題行動等の現状について御説明いたします。

資料の３ページをごらんください。このデータは、文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果でございますが、これまでに本県が公表している最も新しい直近のものでございます。24年度のデータにつきましては、今年度公表される予定ですが、現在のところまだ公表に至っておりません。調査の対象は、県内の公立の小・中・高等学校が中心でございます。

まず、１の（１）の暴力行為についてでございますが、表にありますように、右端でございますが、平成23年度における暴力行為の発生件数は、小学校３件、中学校49件、高等学校52件の計104件であり、前年度と比べますと11件の減少となっております。表の下に記載しておりますように、1,000人当たりの発生件数で見ますと、本県は0.9人で、全国の4.2人と比較いたしますと3.3ポイント低く、全国的には低い割合となっております。

次に、（２）の不登校についてでございます。平成23年度の表の欄の一番下の欄をごらんいただきますと、小・中・高等学校を合わせた不登校の児童生徒数、1,243人となっております。前年度よりは11人減少しておりますが、過去を見ましても、毎年1,200名から1,300名の児童生徒が不登校という状況にございます。また、表の下にありますように、1,000人当たりで見ますと、全国平均が12.7人に対し、本県の平均10.4人となっております。全国的には低い割合を示し

ておりますが、これだけの子供たちがおりますので、対応をしっかりとしていくことが必要だと考えております。

次に、(3)の高等学校における中途退学についてでございますが、表の右側、平成23年度の中途退学者の数でございますが、全日制課程が189人、定時制課程101人の計290人ございまして、前年度より83人減少しており、1,000人当たりの数で見ましても、全国平均を4ポイント下回っているところでございます。

資料の4ページをごらんください。

次に、(4)のいじめについてでございます。このことにつきましては、問題行動等諸問題のこの調査の中に、項目としてございますので、ここに掲げておりますが、5月の本委員会におきまして、詳細な資料を用いて具体的な内容につきましても説明をさせていただきましたので、細かい説明は省かせていただきますけれども、表の下にございますが、平成23年度の合計に対するいじめの認知件数は、本県は1,000人当たり0.9件となっております。全国は5.4件と比較しますと4.5ポイント低く、全国でも低い割合に23年度はなっております。平成18年度から5年連続減少となっておりますが、ただ、表の右側のほうにございますように、「平成24年度のいじめの緊急調査」におきましては1,477件と、5月も説明をさせていただいたところであり、非常に高い数値を示しておりましたけれども、児童生徒が「いじめられた」と感じたという、その感じたものも全て計上した結果によるものでございます。

学校における問題行動等の現状につきましては、以上、いずれの項目につきましても、全国と比べると低い割合にはなっておりますが、数値としてあらわれているものだけではなく、さ

まざまな課題を抱えている児童生徒ももっといえると考えられますので、今後とも教師みずからが児童生徒との信頼関係をしっかりと醸成しながら、問題行動等の早期解決に当たっていく必要があるものと考えているところでございます。

次に、大きな2の問題行動等への対策でございます。

(1)の学校の取り組みにつきましては、以下にございますように、各学校とも「いじめ不登校対策委員会」などを設置いたしまして、組織的に対応いたしますとともに、小・中・高の連携であるとか、家庭や地域、関係機関との連携の充実に努めながら、一体となった取り組みを進めているところでございます。

(2)の県教育委員会の取り組みにつきましては、一つ目の教育相談体制の充実にありますように、学校の相談体制の充実が図られますように、高等学校カウンセラーや、中途退学対策対応教員を高等学校に配置いたしますとともに、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを中学校に配置しております。また、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置するなどしながら、学校等へ配置・派遣し、問題の解決に当たっているところでございます。

また、2つ目の丸、3つ目の丸にございますように、生徒指導に係る事業や研修会に取り組みますとともに、4つ目の丸にございますように、学校の教育活動の支援を行うための県版の生徒指導資料の配付や、生徒指導に関する学校訪問を実施するなどしながら、その充実に努めているところでございます。

教育委員会の説明は、以上でございます。

河野少年課長 それでは、警察本部からは、お手元、「資料3」と記されました委員会資料、これに基づきまして2項目説明をさせていただ

きます。

まず、資料3の1ページをごらんください。

インターネット犯罪の推移と青少年の被害状況及び適正利用のための啓発活動についてでございます。

まず初めに、項目1でございますけれども、この表は、宮崎県におけるネットワーク利用犯罪の検挙の推移をあらわしたものです。

ちなみに、ネットワーク利用犯罪とは、2つの犯罪類型を総称したものです。その一つは、犯罪の構成要件に該当する行為について、インターネットやメール等を利用した犯罪であり、具体的にはインターネットを操作、利用して、児童ポルノ画像を不特定多数の人に公開する児童ポルノ事犯などがこれに該当いたします。2つ目は、構成要件該当行為ではないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてインターネットやメール等を利用した犯罪でございます。具体的には、コミュニティサイトで知り合った児童とサイト上で合意をしてみだらな行為を行う、県青少年育成条例違反などがこれに該当いたします。過去10年間の検挙の推移を見ますと、年ごとに若干の増減はございますけれども、ネット社会の進展を背景に、おおむね増加傾向にあると考えております。

なお、このネットワーク利用犯罪の被疑者のほとんどは成人でありますけれども、少年が被疑者となったものとしましては、出会い系サイトの掲示板にみずからの、いわゆるセックスフレンドを募集する書き込みをした16歳の男子高校生を出会い系サイト規制法の禁止誘引行為違反で検挙した例もございます。

続きまして、項目2では、近年特に問題になっておりますインターネットのコミュニティサイト等を利用して被害に遭った18歳未満の児童の

状況を示しております。平成24年中は13人、本年9月末現在では9人の児童が、サイトの利用をきっかけに、各種犯罪の被害に遭遇しております。

その下の表には、サイトの種別と被害に遭った犯罪の種別を示しておりますが、件数的にはここ数年間は増加傾向にあると言えます。

なお、ここにあります出会い系サイトとは、出会い系サイト規制法に規定するインターネット異性紹介事業を行うサイトのことであり、コミュニティサイトとは、ソーシャルネットワーキングサービスやプロフィールサイト等、サイト内で多人数とコミュニケーションがとれるサイトのことを指します。被害の内容をみてみますと、児童買春や児童ポルノ、県青少年育成条例違反など、いずれも性に関する犯罪がほとんどという状況になっております。

次に、以上の現状を踏まえまして、警察が取り組んでおります啓発活動について説明をいたします。

3の項目にございますけれども、まず、(1)携帯電話やスマートフォンに対するフィルタリング対策であります。フィルタリングとは、インターネット上の子供たちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能をいいます。フィルタリングは、平成21年4月1日施行の青少年インターネット環境整備法により義務づけられたものです。青少年が使用する携帯電話については、事業者がフィルタリングサービスの提供が義務づけられているにもかかわらず、いまだこれが徹底されていない状況にあります。先ほど説明いたしました青少年の犯罪被害の場合におきましても、フィルタリングが利用されていなかったケースがほと

んどでありました。

そこで、児童生徒に有害サイトに入らせない、有害サイトを見せないというフィルタリングを普及させることが急務であるとの観点から、毎年、携帯電話事業者の専売店、家電量販店及びその他の代理店、約130店舗に対し、警察職員が各販売店等を直接訪問し、責任者に文書を手渡して、整備法の義務規定の適用がないスマートフォンへのフィルタリングを含めたフィルタリング普及の徹底を要請する活動を平成22年以降継続して行っております。

(2)は、保護者に対する啓発活動の推進ということではありますが、その1点目はサイバーセキュリティカレッジの積極的開催です。児童生徒がインターネットを利用した犯罪に手を染めない、被害に遭わないためには、まず、その監護者である保護者の皆さんの意識を高めることが重要です。そこで、学校での集会等、あらゆる機会に児童生徒に加え、保護者の皆さんをもその対象としたサイバーセキュリティカレッジを開催し、携帯電話にかかわる児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性、適切なフィルタリングの必要性などを事例やデモシステムなどを活用しながら直接説明し、訴えかけております。平成24年中は約5,200人、本年9月末現在では約5,800人の保護者等の方々にサイバーセキュリティカレッジを受講していただいているところであります。

そのイは、新入生の保護者に対するリーフレットの配布です。平成23年以降、県下の中学校、高等学校の入学式に合わせ、教育庁や市町村教育委員会等の御協力をいただいて、保護者の皆さんを対象とするフィルタリング普及啓発用の広報リーフレットの配布を開始をいたしました。お手元に配っておりますカラー刷りのものが本

年配布したものでございます。これは、中学、高校の入学の節目に子供に携帯電話を買い与える御家庭が多いことに着目しまして、入学を機会として保護者の皆さんの意識を高めていただくとするものでありまして、本年はこのリーフレット、約2万3,000部を4月の入学式に合わせて配布させていただいております。

(3)は、児童生徒に対する啓発活動の推進です。警察本部及び各警察署が、各学校において出前講座的に開催しております非行防止教室、これは従来、万引きや自転車盗の防止など、児童生徒の規範意識の醸成に主眼を置いて実施してまいりましたけれども、このような昨今の情勢に鑑みまして、今までの内容にインターネットの適正利用やネット上の被害防止等の内容を加味して、これを行うという取り組みを開始したところでございます。

以上が、重点的に推進している啓発対策ですが、このほか、携帯電話の安全利用の諸対策に資するため、平成23年2月から3月にかけて、児童生徒の携帯電話利用環境実態のサンプル調査を実施し、児童生徒の携帯電話の利用実態を把握するとともに、教育庁とも情報を共有しているところであります。この調査は、その後の施策の効果測定等を目的として、同一対象に対して本年度も実施したところであり、現在、集計中の段階です。

1点目の項目については、以上で説明を終了いたします。

それでは、説明の2といたしまして、少年犯罪の現状についてということで御説明をいたします。

大変申しわけございません、さきに配付しておりました資料に1点だけちょっと数字の間違いがございまして、「訂正」と題したものを別途

お配りさせていただいておりますので、それに基づいて説明をいたします。

まず、項目1の刑法犯少年の検挙状況についてであります。刑法犯少年とは、刑法の罪を起こした14歳以上20歳未満の少年のことを指します。全国、県内とも平成15年から昨年までほぼ一貫して減少傾向にあり、平成15年に比較して平成24年は全国では14万4,404人から6万5,448人、本県では1,185人から518人と半数以下の検挙人員となっております。

平成24年中の本県の検挙状況は（2）の表のとおりで、前年比で102人減少しております。その特徴といたしましては、窃盗犯、そして初発型非行と言われる自転車盗犯、万引き、占有離脱物横領、これが全体の約7割を占めることです。

（3）には、本年9月末の本県の検挙状況をあらわしておりますが、291人の検挙で、これも昨年同期比で65人減少しております。9月末の段階で、窃盗事件で検挙した少年は191人、昨年同期比では54人減少しているものの、刑法犯少年全体の約7割を占めており、前年と同様の傾向を示しております。

次に、項目2は、刑法犯少年の再非行率をあらわしております。平成24年は全国で33.9%、県内では28.4%、本年の9月末では、県内では25.4%と、刑法犯で検挙された少年のうち4人に1人が再非行に走っているということになり、少年の非行防止対策上の大きな課題となっております。

次に、3の触法少年の補導状況です。触法少年とは、14歳未満で刑法の罪に触れる行為をした少年のことを指します。

平成15年以降、おおむね100人前後で本県の触法少年、推移してはいたしましたが、平成24

年は157人と、過去10年間では最も多い数字となっております。このうち特に12歳から13歳の中学生の事案が116人と、全体の73.9%を占めております。罪種別に見ますと、窃盗犯が105件と66.8%を占めており、刑法犯少年と同様の傾向となっております。本年9月末におきましては、触法少年の補導数は101人で、昨年比で10人の増加と高い水準で推移しており、非行の低年齢化が懸念されるところであります。また、本年9月末現在でも、12歳から13歳の中学生の事案が70人ということであり、全体の7割近くを占めております。

以上が少年犯罪の現状になりますが、参考までに4、非行防止対策としまして5つの柱を掲げておりますが、警察におきましては、これらの状況に対しまして、教育現場との連携あるいは児童の規範意識の醸成等、各対策に取り組んでいるところであります。

警察本部の説明は、以上でございます。

菓子野文化文教・国際課長 それでは、「資料4」の1ページをお開きいただきたいと思いません。

先ほど教育委員会からも御説明がございましたけれども、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果、概略といたしまして、私立学校分を説明させていただきたいと思いません。

まず、1の問題行動等の現状でございます。

（1）の暴力行為でございますが、小・中学校、平成23年度2件、高等学校30件で、合計32件となっております。前年度からは15件減少しているという状況でございます。

（2）の不登校でございます。平成23年度、小・中学校15人、高等学校117人の合計132名ということございまして、前年度より5名減少

しているということでございます。

（３）の中途退学、高等学校でございますけれども、平成23年度263名ということで、前年度より13名減少しております。

（４）のいじめでございます。平成23年度の数値でございますけれども、小・中学生が4件、高等学校が5件、合計9件ということになっております。

平成24年度の数値は、先ほど教育委員会からも御説明がありましたけれども、調査方法が若干変わりました、子供が感じたいじめというようなことに基づいて調査が行われております。これによりまして、42件の増ということで、小・中学校22件、高等学校31件、合計の53件ということになっております。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

問題行動等への対策ということでございます。

（１）の学校の取り組み例ということですが、各学校には生徒指導部がございまして、指導部長を中心に、心理相談員とかスクールカウンセラー、そういったことを配置いたしまして、早期に日常から問題行動の把握に努めているという状況でございます。例えばでございますけれども、生徒生活ノートにより人間関係の把握をするとか、アンケートを実施するといったことを実施してる状況でございます。

（２）の県の取り組みでございますけれども、私立学校の場合、指導上の問題は各私立学校が担うというような建前になっておりますけれども、文部科学省からの通知等につきましては、私立学校に取り組みを要請しているところでございます。また、生徒指導のあり方について、県主催で全体研修等を行っております。また、文化文教・国際課の中に、私立学校、私立教育

専門員、これはいじめなどの諸問題について、私立学校や保護者からの相談に対応している専門員でございますけれども、これを設置しているといったことで、対応しているところでございます。

説明については、以上でございます。

西村委員長 それでは、以上で説明が終わりました。御意見、御質疑等がありましたら、発言をお願いいたします。

二見委員 資料の説明で、ちょっと今の文化文教・国際課の資料と、教育委員会の3ページの資料で、教育委員会のほうでは人口1,000人当たりの発生件数っていうのがあったんですけども、こっちの文化文教のほうは、それはないのでしょうか。

菓子野文化文教・国際課長 それぞれの生徒数1,000人当たりの発生件数について、この表に書いてございませんので、口頭で申し上げたいと思います。

まず暴力行為でございますけれども、生徒数1,000人当たりの発生件数について、公立高校のほうは、全国が4.2件、本県が0.9でございます。私立学校のほうでございますけれども、全国が2.9件、本県が2.7人ございました。

（２）の不登校でございます。公立高校のほうは、全国の状況が1,000人当たり12.7人、県のほうが10.4人ということでございました。私立学校のほうは、全国が11.3人、県が11.2人となっております。

次に、（３）の中途退学者、高等学校分でございます。公立高校については、1,000人当たり全国で16.0人、県のほうが12.0人ございました。私立学校のほうでございます。全国が1,000人当たり16.0人、県のほうが26.4人ということで、高等学校では全国よりも退学者が多いという状

況になっております。

いじめでございます。これは平成23年度の数値で御説明いたします。公立のほうでございますが、全国で5.4件ということですが、県のほうは0.9でございます。私立学校のほうでございます。全国が1.9件、県のほうが0.8件ということになっております。

以上でございます。

二見委員 もう一点、先ほど県警本部から説明があった2ページのほうです。これは1の(1)に平成15年と平成24年の対比をされてらっしゃるわけなのですが、(2)のほうで24年と23年を対比しているのですが、この犯罪傾向としては、9年間、10年間の間で約半分、半減してるわけなんですけれども、その傾向というのは変わってないのかどうか、ちょっとここでわからなかったの、お聞きしたいのですが。

河野少年課長 過去10年、約半減ということで御説明申し上げましたけれども、一貫して減少しているということでございます。

二見委員 変わらないわけですね。

河野少年課長 はい。

西村委員長 ほかに。

井本委員 青少年健全育成条例が、14条の2だけけれど。これ、私も、へえ、すごい条例があるんだな。親と一緒にいっても、映画館にも一緒に行けない、そういう条例だと。こういう条例は、大体そのほかにもある条例なのか、そしてまた、この立法趣旨は大体どのようなことなのか、ちょっと教えてほしい。

村上こども家庭課長 青少年健全育成条例は、全国、長野県だけございませんで、あとは全県でございます。

制定された趣旨としましては、青少年の非行がふえてきた40年代から、非行がふえてきた背

景の社会的な要因、いろいろ有害図書とか、そういったものがどんどんふえてくる中で、最初は青少年を保護しなければならないということで、青少年保護条例ということで、各県、作成が進んでまいりましたが、その後、いろいろなものがどんどんプラスされまして、ある県につきましては子育てまで入れた条例までつくられてるということで、だんだん性質も変わってまいりまして、青少年健全育成条例という名前に、各県、名称も変わりましたけれども、内容的にはやはり第一に有害図書を排除するということが、まず一つは大きな特徴でございます。あと、子供たちの非行の温床となる夜間外出や遊技場、あるいは興行等の規制というの、各県全部入っている状況でございます。

井本委員 私が言うのは、映画館も何で連れていけないのかなっていう、親と一緒にいるのにね、それが一つ。確かに飲み屋と一緒に連れていくとかは、さすがにいけないよなあという感じがするけれど。土曜の夜、お父さん、お母さんも一緒にいる、何で行けないようになってるのかな、その辺の趣旨をもうちょっと。私も、向こうから聞かれたときに言えなかったわけですよ。そのような条例があるんですかって。そうやって聞いてみたらあると。なるほどな、親も信用できないよなあという、そういう条例かなって思って、その辺をもうちょっと教えて欲しい。飲み屋に連れていくことはいけないということは私もわかるけれど、映画館と一緒に、例えばいい映画があるから子供と一緒に見ようと思って行ってみたら、そこで入場制限があって入れなかったとって、子供は映画を見られないで親だけ見て帰ったといったことになると、余計悪いんじゃないかなという気がするけれどもね。もうちょっときめ細かくしてもいいんじゃない

のかなと思う、何もかも。確かに飲み屋に連れていくというのはおかしいということは私もわかるけれども、映画館までだめよというのはどうなのかなって、そのような気がしたものだから、その辺もうちょっと趣旨を。私にもこういうことを聞かれて、答えられなかったものだから。これ、趣旨を私も説明し切れなかったわけですよ。結局、親が一緒なのに、親が一生懸命教育しているのを、それを制限するとは何事だっというこで言われたものだから。親を説得できるそういう趣旨を教えてほしいという話よ。

村上こども家庭課長 まず、条例だけでいいまずと、条例の20条に、保護者の責務としまして、保護者に対して青少年を深夜外出させないようにしなければならないという努力義務が課せられております。そこの関係で、じゃあ保護者と一緒だったら、深夜そういう映画館とかいいのかっていうと、保護者にそういう義務が課せられてる中で、その保護者みずからが一緒に外出して、そういう深夜に映画館に行くということはやはり認められないということで、条例上ではそういう位置づけになってるのですが、各県課長会議でやはり議論がされるところで、そういうお声がたくさん来るということで、各県いろいろ検討をされたところもあるのですけれども、やはり今度は学校との関係もございまして、学校の深夜外出の規制っていうのがやはりされておられまして、学校も何時以降はひとりで出歩いたらいけないとか、親と同伴でもカラオケボックスに行ったらいけないとか、いろいろ規制がある中で、そこの関係でやはり深夜、11時から4時に関してそういうところに入るということは、やはり規制をされているという関係で、条例もそれと歩調を合わせているというところがございます。

井本委員 余り説得力がないわけよ。親が一番教育しようと思っているのに、教育に関して一番責任持たなきゃいけないのに、その親を結局だめよと言ってるわけだから。親が一番責任を持つ、俺たちが責任を持って教育しようと思っているのに、親もだめよ、親がそういうものもだめとか言っているところに、どうももう一つ説得力がないよね。その辺はもうちょっと、本当言うと、親も要するに信じられないという話になっちゃうのよね。わからないなら、もういいです。私も説得し切らなかったのよ、結局。

村上こども家庭課長 保護者の義務、責務というものがございまして、やはりどうしても深夜、一緒にはいえ外出することが、子供の精神的にも肉体的にもよくないということが大前提にございまして、そういう規則正しい生活をさせるという意味合いも含めまして、やはり保護者が一緒であろうと、やはり子供を深夜にまず外出させるということはだめですよ。そして、なおかつやっぱりそういう映画、いろいろな映画がございましてけれども、どういう方が深夜に来られてるか、そういう環境も考慮しますと、やはり非行とか何か事件に巻き込まれるといったそういう温床になりやすい、そういう興行の場、遊技場は入れさせないというのが、やはり基本的な考え方としてあるようです。

井本委員 いや、もう何度言っても同じだけれど、私ももう何もかも一緒だとは言っていない。映画館など、具体的にちょっと外していいものもあるんじゃないかっていう話をしているわけよ。私が知っている人は真面目な人ですよ。御夫婦で、子供をせっかく夕方から連れて行こうとしたときに、条例で外される、何でだって言ってきたわけです。私もびっくりした。ええ、それはすごい条例ですねって言ったんだけれど

もね。親も信じられない条例だねっていうことを言った。もういいですわ。

二見委員 映画を夜、親と一緒に子供と見に行こうとしたら入場を規制されたということだったんですけれども、この条例というのは、夜の11時から4時までっていうことですよ。じゃあ例えば、仮に映画が2時間あるんだったら、9時以降の映画に入っちゃいけないっていうことで、映画館は規制してるようなことなんでしょうか。例えば、10時に入れれば12時までになってしまうから、その11時以降の部分があるから、その時間はもう見せちゃいけないとなっているのか。例えば、家に帰るまで30分なら30分見込んで、いわゆる上映時間だったら認めるけれども、それにかかるようなところだったらできないのか。その辺は、もう逆にそういう遊技場たちのほうが自主的に基準というのか、そういうものを持っているのか。そこのところをもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいんですけれども。

村上こども家庭課長 事業者の方のほうに県のほうもお願いしてるんですが、結局、子供さんが来られたときに、終わりが11時を越えることがもう明らかなものにつきましては、入る段階で指導させていただいているということで、事業者の方たちもそれを徹底して御説明をいただいているということは聞いております。

押川委員 この1ページでありますけれども、青少年を取り巻く環境の整備ということで、第6条で、毎月第3日曜日を家庭の日ということでありまして、ここに書いてありますけれども、この主な施設とその利用者人数、こういったものをされておるのか、ちょっと最初にお聞きをしたいと思います。

村上こども家庭課長 施設としましては、こ

こ、206施設御協力いただいているのですが、当然、博物館とか公共の施設、あとボーリング場とか、飲食店等で御協力をいただいております。パンフレットにして一覧表をお配りしてるところですけれども……。

押川委員 またあれば後で。

村上こども家庭課長 済みません、きょうはお配りしておりませんが、こういうポスターコンクールというものをしまして、その最優秀賞をとりましたポスターをこういうパンフレットの表紙に使わせていただきまして、この中に店舗を全部御紹介いたしまして、学校経由で子供たちにお家に持って帰って、お母さんに見せてくださいということで、お配りしております。

押川委員 最近はどうも行事が多くて、なかなか家庭の日というものが制定されていても、家庭の日で、親子で家庭の日のそういう団らんを過ごすとか、家庭の中での家庭教育をするとか、そういった行事というのが少ないんじゃないかという気がするんです。だから、そういったすみ分けをどのようにやりながら、市町村との連携の中で、行事などとの、そういう本当の家庭の日あたりの設定の重要性といったことをどうされているのかについてちょっとお聞きします。

村上こども家庭課長 おっしゃるとおり、スポーツ少年団とか、今、子供さんたちがいろいろな活動に押されてる中で、第3日曜を家庭の日として一斉にというのは、実際、非常に難しくなっております。市町村のほうからも、公共のスポーツ施設とかを一斉にお休みにして、家庭の日をもっと意識してもらうべきじゃないとか、逆に休みにされると非常に困るといういろいろな両方の意見をいただいておりますが、都城市さんとか、市長さんのお考えで徹底して学校行事を入れないというような取り組みをさ

れてるところもございまして、なかなか県で足並みがそろわないので、温度差があるということで、県のほうの県立の施設なども一斉にお休みにするなどの検討はしてもらえないのかというお話もございましたが、県立の施設はどうしても大きな大会をする施設が多うございまして、なかなか一律、第3日曜をお休みということは難しいようです。今、私どものほうで提唱させていただいておりますのが、それぞれの家庭の日ということで、みんながそろえる日を家庭の日と定めて、そのときに一緒に食事に行くとか、一緒にちょっと小旅行でもするとか、そういうことを設けていただきたいというようなお願いの仕方をしているところです。

押川委員 できるだけ、家庭の日っていうものを設定されているわけですから、そのことがきちんとやっぱり本当の家庭の日になるように、今後、いろいろ関係機関との連携の中で、ぜひ、やはり家庭の日の意義についてしっかりやってもらうようお願いをしておきたいと思います。

それから、この有害社会環境や行為からの保護ということで、立入調査とか指導の実施ということで、2ページのほうに24年度の立入調査実績等があるわけですが、この立ち入りに関して、どういったものに指導をしたり、あるいはその際に何らかのペナルティーとかを課したりといったことがあるのか、ちょっと内容をもう少しお聞きしたいと思います。

村上こども家庭課長 まず、立入調査を今年に1回一斉にやっておりますが、書店、コンビニ、ビデオレンタル・販売店、あとカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、そして自動販売機というような形でやっております、書店やコンビニ、ビデオレンタル店につきましては、まず、有害図書というものがちゃ

んと区分陳列されてるかっていうのをまず一つ見ます。成人コーナーを設けて、そこにちゃんと区分されているか、そして、そこにちゃんと表示が青少年健全育成条例により、ここは……。

押川委員 いいです、そういう調査をされた中で、本当に指導なり、どういったことを具体的にやられたかということで、やられたことはもうわかってますので、そういう指導の内容、指導をやっぱりしなくちゃいけない、改善してもらわなくちゃいけないというようなものがあれば、その内容をお聞かせいただきたいということです。調査結果で、あと、具体的に何か、どういうものをされたのか、どういうものがあつたのかということで、ちょっとお聞きをしたいんです。

村上こども家庭課長 24年度は、483件のうち46件指導をしております。それは、区分陳列がされてない、あるいはちゃんと青少年健全育成条例により、ここは子供は買えませんというような表示がされていない、あるいは映画館とかそういったところに深夜11時以降は入場できませんといった表示がない、そういったもの、あるいはインターネットカフェ等はフィルタリングをちゃんと導入しているか、そういうところで指導を行っております。

押川委員 その指導で改善がされているか、されてないか、されなかった場合のペナルティーとか、そういったものがあるのかないのかをあわせてお聞きしたいと思います。

村上こども家庭課長 ペナルティーというのは、実際の条例上、罰則規定がございまして、この禁止、有害図書が区分陳列してないとか、指定された図書が販売されているとかいうと、20万円の罰金とかあるんですけども、実際は、やはり具体的に告発しないといけないので、な

かなかそういう罰則まで行ったという事例はございません。指導の段階で終わっております。

押川委員 指導に関して、改善の状況はどうですか、率あたりは。皆さん方が行って指導されて、また行ったとしても、1年に1回ですから、1年に1回で改善というのが十分できるんですか。そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

村上こども家庭課長 普通の書店さんあるいはコンビニさんは、特にその本が有害図書という意識がなくて置いていたというような方がほとんどですので、悪意を持って置かれてるということは、ほぼ普通のお店ではございません。普通のお店は改善されてるということで考えております。

ただ一つ、自動販売機で、同じ業者なんですけれども、対面販売であるから自動販売機ではないという業者が全国的にございまして、それが県内に41台ございます。その自動販売機につきましては、なかなか県の指導、何度も繰り返し通知を送っておりますけれども、改善がなされない状況がございます。あとの普通の一般の小売店等、お店に関しましては、ほぼ100%に近い状況で指導を守っていただいていると考えております。

押川委員 わかりました。

済みません、警察のほうにお聞きしてみますけれども、今言われたように自動販売機あたりでそういった改善がなされないことに対しての、警察としての取り締まりとか、そういったものは何か。

河野少年課長 警察自身で端緒をつかんだものが、今のところございません。例えば、職務質問をしたところ、青少年がそういう不適切なものを持っていたと、それをたどっていったら、

結局、自動販売機にたどり着いたというような、そういう端緒、警察活動を端緒にした捜査事例はちょっと今のところございませんけれども、条例上、改善命令等に従わなく、それで告発を受けた場合には必要な捜査を当然行っていくというスタンスで考えております。

押川委員 記憶がちょっとわかりませんが、あれ、多分免許証が何かについて表示を貼って、成人以外じゃないと販売できないとか、その自動販売機の販売方法について何かなかったですか。未成年の方でも、誰でも買えるんですか。ちょっと勉強不足で済みません。

村上こども家庭課長 自動販売機はもう誰でも買えるということになって。

押川委員 わかりました。

村上こども家庭課長 もともと自動販売機には、有害図書を入れてはいけないという規定が条例にございますので、自動販売機自体は誰でも買えるということになっております。

それと、先ほど、ちょっと説明不足がございましたので、指導の結果はどのようなかという中で、立入調査のときに、もうその時点で有害図書が成人コーナーにない場合は、その場でもう改善を全部していただいているということですので、悪意がない限りは、それで改善されてると思っております。

押川委員 わかりました。

それから、小学5年生から高校2年生の児童生徒のいる家庭に、この青少年のさまざまな誘惑や被害から守るための啓発チラシを配布されたら、なぜ5年生と高校2年生なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

村上こども家庭課長 携帯電話などをもち始めて、そういった携帯電話もなんですけれども、いろいろな外出にしても、父兄同伴ではなく、

ひとりでいろいろな行動を始める小学校の高学年からということで、小学校5年生からということを考えております。

押川委員 確かに5年生ぐらいかもしれませんが、やはりその芽生えというのは5年生じゃないと思うんです。だから、もう少しやっぱり低年齢のときから、そういったものの啓発をしておかないと。どういうことをするとどう困ることになる、あるいは自分が被害者、加害者で大変だということをしっかり教えるべきだと思う。5年生って、何で限定されたのかわからない、ちょっと不思議だったものですから。できれば、やっぱり小学校に入ったら、そういったところから教えていくという、あるいは幼児あたりからでも、もう今テレビなどを見れば、いろいろな携帯というものも使えるし、恐らくパソコンなども、5年生以上じゃなくても低学年でも使えると思うんです。だから、そういった部分が、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかなという気がしたんです。これは改善するような気持ちは全くないですか。

村上こども家庭課長 今の御意見のとおり、このチラシは保護者の教育というのも含んでおりますので、当然、子供さんが小さいところのお母さん、親にも知っていただくということは必要ですので、それは検討してまいりたいと思っております。

押川委員 ぜひお願いしたいと思います。学校に上がる前からでも、多分もうそういうものはあると思うものですから。親子でやっぱりそういうチラシを見ながら、どういうものだったことをやはり意識させたほうがいいのかという気がいたしましたので、お願いしたいと思います。

それから、いろいろな対策を学校あるいは警

察のほうでもやっていたらしゃるわけですが、特に警察のほうにお聞きしたいと思うんですけれども、1ページの3の児童生徒に対する啓発活動の推進の中で、非行防止教室の開催ということではありますが、この学校との連携についてはどのように実施されているのか、あるいはこの対象とされるものはどういう生徒さん、あるいは保護者も含むのか、そこあたり、ちょっとわかれば教えてもらいたい。

河野少年課長 非行防止教室でございますけれども、まず、学校からの要請をいただきまして、警察職員が学校に出向く出前講座的に行うこととしております。ですので、当然、学校の先生方と具体的にチームティーチング方式というやり方も現在導入してるんですけれども、警察職員と担任の先生が二人三脚で、それぞれの役割を担って物語を展開していくと。防犯とか、あるいは道徳的なもの、そういう授業展開をしていくというやり方もっております。その意味では、もう学校の先生なくしては成立し得ないというような取り組みでございます。

非行防止教室自体に保護者の方をお招きすることはないんですけれども、似たような取り組みでサイバーセキュリティカレッジ、これは中学生、高校生対象にも行っておりますけれども、この際には、先ほどちょっと説明で申し上げましたが、昨年は約5,000人ほどの保護者の方にも同時に御聴講いただいているという状況でございます。

押川委員 ただいま、学校からの要請があったところをされるということでもありますから、学校から要請がなければ、こういった非行防止教室は実施されてないということでもいいですか。

河野少年課長 昨年度の実績を見てみますと、学校に占めます割合ですけれども、全体の約3

分の1が実施になっている。警察の人員のほうもちょっと限りがございます、ちょっと御要望にお応えできないというところも事実上あるんですけれども、年単位で見れば、そういう3分の1程度ですけれども、ある程度のスパンを持っていけば、実施されていないところはまずないのではないかとこのふうには考えております。申しわけありません、ちょっと具体的なデータはないんですけれども、ちょっと感覚的なお答えで申しわけございません。

押川委員 内容をちょっと聞かせていただきたいと思うんですけれども、この防止教室の中のいろいろな、先ほど説明があったことはわかるんですが、こういうことをやったときに、あなたに対して社会的に、あるいはいろんな科せられる部分がありますよとか、こういうことをするとやはり家庭において大変なことになりますよとか、そういう具体的なものまで最終的には指導されていच्छるような状況なんでしょうか。

河野少年課長 例えば、万引きということをやテーマにした、小学生向けの授業、講座におきましては、万引きをするということ、あるいは友達が万引きをするのを看過するということはどういうことになるんだろうということで、子供さんたちにみずから考えていただきます。

例えば、万引きとはいえますけれども、本屋さんの万引きでは、本屋さんは1冊何円、何銭という単位で稼いでいる、それを1冊とすることは、そこに働く人たちの生活をいわゆる侵害しているんだというような、あるいは友達の万引きをとめられないのは、それは同じ共犯なんだよ、やっぱり警察に捕まることがあるんだよという、そういうことまでちょっとかみ砕いて、みずから子供さんに考えていただくよう

な、そういう方式をとっております。

押川委員 ありがとうございます。やはり困るのは本人、そしてやっぱり家庭だと思っております。だから、そのところをやっぱり、しっかりと非行防止教室、あるいは学校の取り組みの中で、誰が一番大変なのかということをしかり教えていただくとありがたいなというふうに感じました。そうすることが、その子たちがそういう問題を起こすこともなくなる。そういったことが、やはり全て青少年のためになるのかなという気がいたします。やはりそこを犯してしまうと、みんな慌てて、学校であれば保護者を全体で開いたりとか、いろいろな立場でされますけれども、やはりそこに行かないための勉強会、教室あたりを活用していただくとありがたいなと思しましたので、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

井本委員 もう一つ、コンビニ、あれが今24時間やってるでしょう。これが、やっぱり私は、犯罪なんかの温床になってるんじゃないかなというふうに思っているんだけど、警察はどう感じていますか。あれについて、何か思いがありますか。

河野少年課長 私も、コンビニで深夜に青少年らしき者がたむろしてるということを見かけることもあるんですけれども、街頭補導活動を今強化しております、11時以降、コンビニ等でたむろしている者がおれば、もう直ちに警察官がそこで補導するという措置をとっております。補導件数といいますのが最近やはり増加傾向にありまして、特にやはり防犯という面、それから非行抑止という面からも、積極的な声かけ補導ということに心がけているところでございます。

以上でございます。

井本委員 コンビニの経営者からも、営業時間を制限してくれと、電力ももったいないし、夜中に来るお客さんもはっきり少なく、採算上からも悪いというわけです。ところが、上のほうの本部から、24時間あけておかなきゃいかんというような指導が来るものだから、県のほうで条例でもつくって、何時からは営業はだめですよってやってくれと経営者のほうから言ってくるんだよね。そのほうが、我々も堂々と閉められる。ただ、上のほうの連中は、おそらく何かの関係があって、あけておかなきゃいかんと言ってくる。その連中のために店をあけているようなものだというようなことを聞いたことがあるんだけどね。私は、きちっと条例か何かをつくって、もう電力ももったいないし、無駄な経営だと思って、そのような気もするんですけれど、何かやってもらいたい。どこへ聞いたらいいだろうか。こども家庭課長。（笑声）

村上こども家庭課長 条例上は今のところ、コンビニエンスストア、ファミリーレストランは対象外になっておりまして、条例上規制ができない状況になっております。そういうお声はいただいたということで、よろしいでしょうか。（笑声）

井本委員 いいです。

清山委員 さっきの質問に関連なんですけれども、先ほどこども家庭課から、私も前に質問させてもらったんですが、繰り返し有害図書自動販売機で販売するような行為が認められるっていうんですけれども、告発がないって少年課がおっしゃってましたけれど、それは県から警察に告発すればいいんじゃないですか。

村上こども家庭課長 今、条例で定まっています手順が、勧告しましてその図書が撤去されますと、またその図書に対して勧告ということ

で、委員がおっしゃいますように、イタチごっこといいますか、どうしても今、自動販売機はどんどん回転、かえておられる関係で、その図書に対してなものですから、自動販売機に対しての指導ってということではないものですから、なかなか告発まで行かないという現状がございます。

清山委員 その説明は、さっきされませんでしたよね。実際は、1冊1冊が入れかわったら、またそれは同じ物じゃないから、指導は改善されたって認められるんでしょう。つまり、Aという書籍が置いてあって、これを抜き取って、審議会の意見で有害図書指定して、じゃあそのAを取り除きましたと、そしてその翌日、Bという明らかに卑わいな図書を置いてもそれはオーケーなんですよ、そうでしょう。

村上こども家庭課長 はい、今の条例の手続からいきますと、その図書に対しての指導ですから、また違う図書になると改めて一からまた指導をした上で、改善されない場合はまたということを繰り返すことになっております。

清山委員 さっき課長からの説明で、明らかにそういう悪質な業者がいて、全く繰り返し指導に従わないっていう認識があるわけじゃないですか。それを私は質問でも指摘させてもらったんですけれども、当時から全く変わってないんですけれど、それ、もうポーズだけとって、もう県としては全くそういう青少年健全育成に努めるつもりないって話じゃないですか。

村上こども家庭課長 全国の条例をちょっと調査させていただきまして、宮崎県にないいろいろな工夫をされているところがないかということで、今、研究をさせていただいているところなのですが、大半の県が、やっぱり勧告から

命令、そして告発ということの手順、大半がそうなんですけれども、その中には、その先に営業停止命令、あるいは自動販売機の撤去命令まで行くという県が幾つかありました。それとまた、少数ではあったんですけれども、勧告をせずに直接命令に行きまして、そしてまた命令に行きまして、直接の罰金とか、あるいは6カ月以内にまたその図書じゃない、同じような有害図書が入った場合は、その自動販売機自体に停止命令をかけるとか、撤去をするとかいう県もございましたので、それを今うちのほうで、本県に置きかえたときにどれが一番有効かということを研究させていただいております。

もう、そのまま野放しにというような意識は全然ございませんので、他県のいいところをちょっと参考にさせていただきたいと思うのですが、ただ、条例の条文だけでは、やはり行政手続法とかいうものの規制もございまして、例えば、行政指導しないまま処分を加える前には、聴聞っていいまして、相手に意見を言わせることを必ずしなければならないとか、いろいろな手続上の規制がございまして、ちょっとどういう形が一番効果的なのかを、今、勉強しているところでございます。

清山委員 もう悪質な業者に、毎年のこういう立入調査とか、行政の部分をもう注力すればいいと思うんです。ほとんどがすぐ指導に従う業者さんっておっしゃってるので、そうであれば、もう悪質な業者さんに集中してそういう手続をとるなり、もしくは条例も、他県の工夫ももちろん取り入れながら、宮崎県ならではの規制を加えればいいと思うんです。特に自動販売機って、物すごく景観も大変損なうようなところに置いてある物が多数見受けられるので、これ、ぜひ協力してやっていただきたいと思います。

す。

井本委員 関連して。恐らく私の思うところを。表現の自由と検閲の禁止の憲法上の規定がありますものね。これとの兼ね合いでなかなかその辺、前に進まないところがあるんじゃないですか。ちょっと私の考えなんだけれども、どうです。

佐藤福祉保健部長 委員おっしゃった表現の自由とかいう問題も、もちろん一方であるんですけれど、清山委員がおっしゃった今の条例が、現状のいろんな業者がいらっしやる中で十分対応できていないと、スピーディーに対応できていないという規定になっていることについては、我々も認識をしております。

具体的に言いますと、この本がおかしいと、有害だと、それが自販機にあると、それを撤去しなさいと勧告をします、勧告に従わん場合は命令をします、命令にも従わん場合には告発をしますという手続なのですが、勧告をして、これは撤去しますわと、そのかわりこっちの別のやつを入れまして。別のものはまた最初から審議会を開いて有害かどうかを審査するという手続になっているものですから、スピーディーに対応できていないと。いろいろな悪い知恵を働かせる業者さんに対応できてないという認識は持っておりますので、先ほど課長が申し上げましたように、それに対応できるようにするにはどういうふうな改正をしたらいいんだろうかということ、今、検討させていただいておりますので、いましばらくお時間をいただければありがたいと思っております。

西村委員長 よろしいですか。ほかに。

河野委員 学校政策課の資料の中で、学校や県教育委員会のこれまでの主な取り組みという、予防という部分でさまざまな取り組みがなされ

てるようですが、現在の校務分掌の中で情報教育主任というものは存在しているのでしょうか。

今村学校支援監 小・中学校におきましても、高等学校におきましても存在しております。

河野委員 この観点で、インターネット犯罪等の対応等を含めて、情報教育主任の研修というものは位置づけられているのでしょうか。

今村学校支援監 情報教育主任を集めての研修という形よりも、生徒指導担当を集めての研修という位置づけのほうが、多くなされているところでございます。

河野委員 私、現職時代に主任をさせていただいたことがあるのですが、やっぱり相当研修を受けて、例えばフィルタリング一つにしても、結局、フィルターをかけるのは項目に対してなのか、内容に対してなのかとか、やっぱりそれで指導するにもそういうところをしっかりとつかんでおかないと、結局非常に弱いかなという。それを僕たちの現職時代は、結構厳しく研修を受けた記憶があるのですが、そういった内容の指導という、例えば、生徒指導主事に対してそういう指導とか、いろいろなケースに対してこう指導しろとか。

もう一つ、やっぱり小・中・高で特色がございますので、先ほど警察のほうでもありましたけれど、何というのでしょうか。リテラシーについてコーディネートしていく、こういうことを学ばないといけないんじゃないとか、やっぱり学校の中でそういう中心になる人が必要だと思うんですけど、そういった対応っていうことが、主任に対してということはないという。

今村学校支援監 それを含めて、今、生徒指導担当の者に、このネットトラブルということを集めて指導をしてありますし、また、各地区ごとにも、小・中・高の生徒指導主事を集めた

連絡協議会がございまして、そういったところを通じて実施しているところでございますが、おっしゃるように、今後は、やはり情報教育の主任等と生徒指導と管理職も含めて、本当は全ての教職員にしっかりとしたそういうリテラシーを身につけてほしいと。

ところが、余りにも早過ぎて、私たちもよくわからないという部分があります。今、きょうはここで携帯電話やスマートフォンという話をしておりますし、パソコンという話をしておりますが、昨日は私自身、任天堂のというちょっと語弊がありますが、3DSという子供がごく普通に遊ぶゲーム機を初めて見たんですけども、それでもネット通信だとかそういうことがどんどんできると。Wi-Fiとか無線LANとか、そういうことが家にいなくても、家電の売り場とかそういったところに行くと、そこで何もしなくてもつながるという状況があって、親がそういうことを全くしないでゲーム機を与えているけれども、実は知らないところでそういったネットにつながっていて、子供たちはいろんなところと交流をしているという事実を余りにも知らなさ過ぎるので、教職員を含めて、保護者も含めて、やっぱりそういう時代についていくといいますが、余りにも早過ぎてついていけない部分もありますが、そういうことが非常に喫緊の課題だというふうには捉えているところでございます。

したがって、情報モラルに関する普及資料を児童生徒用、教職員用、保護者用と、今、準備をしようとしているところでございます。

以上でございます。

河野委員 実はことし、小学校の子がまだいるんですけど、アンケート調査がパソコン関係でありまして、その中で履歴を問う、子供が

使った後、親は履歴を確認してますかっていう設問があったんです。子供が持って帰りますから。うちの子も、実はユーチューブとかを使っちゃうんですけれど、ちゃんと親の見る前でという約束で使わせているんですけれども、履歴という言葉に非常に敏感に反応して、履歴って何だっという質問があったときに、あなたが見たことは全部わかるよっていうことを言ったら、非常に緊張感というか。アンケート関係は学校の自主性でやられているのでしょうか、それとも県の委員会の指導というか、フォーマ的なものも含めてあるのでしょうか。

今村学校支援監 3パターンあるというふうに思っています。一つは、学校が独自に実施をされるもの、もう一つは、今回、県の教育委員会として、子供たちに携帯電話の利用状況といますか、そういったものを調査しているものがございます。また、先ほど県警のほうからも説明がございましたが、県警のほうも携帯電話、フィルタリング等の所有状況等についての調査も実施しておられますので、そういったところのどこかにその履歴という、県教育委員会のものには履歴という言葉を使ったものはないのでございますが、あったのではないかというふうに思っております。

河野委員 今言ったように、アンケート調査することによってやはり抑制になる部分と、あと、やはり情報教育主任という、ある意味集中的に学ぶ先生がいらっしゃって、やっぱりそういったコーディネートをできるような、リテラシーを高めさせられるような、そういう校務分掌的なものもやっぱり充実していただきたいということで、よろしく願います。

以上です。

渡辺委員 県警本部にお伺いをしたいのです

が、刑法犯とか触法少年のデータをきょういただいています、この中で、いずれも刑法犯なので、刑法で罪状があるものだと思いますが、凶悪犯と粗暴犯の違いはどうなんですか。罪状、罪名でいったときに、何が凶悪犯と決めつけられて、粗暴犯は何なのかと、御説明を。

河野少年課長 まず、罪種で分けております。凶悪犯といいますのが、殺人、強盗、放火、強姦、この4罪種でございます。粗暴犯は、傷害、暴行あるいは暴力行為等処罰に関する法律等もでございますけれども、そのようなものが粗暴犯というふうに警察でネーミングをしております。

以上でございます。

渡辺委員 ということは、今、殺人、要するに一課で扱う事件でしょうけれど、殺人とか強盗とか強姦というような容疑に当たる、14歳から二十というのは、高い年齢もあるかと思うんですが、一昨年であれば、それに当たる14歳以下が宮崎県の中でも事案としてあったということなんですか。

河野少年課長 触法少年の平成23年の凶悪犯についてお尋ねだと思うのですが、これは小学校4年の児童が、家に火をつけたということで、現住建造物等放火で補導をいたしております。

なお、平成24年の上の刑法犯少年の凶悪犯が、これも1人ございますけれども、これはスーパーで強盗致傷を働いたという17歳の少年のことでございます。

以上でございます。

渡辺委員 ちょっと少年課の範疇じゃなくなるかもしれませんが、子供たちの犯罪って見たときに、最近少ないですけれど、暴走族というものもかわることの多い種別なのかなと思うのですが、けんかをしたりしない限り刑法犯に

はならなくて、どちらかという道交法であったり整備違反だったりというものが多いと思うのですが、その辺は数値はなかったとしても、最近、宮崎ではその手で補導だったりとか、もしくは検挙されるという例はあまりないのでしょうか。少年課の範疇では、厳密に言えばないだろうと思うのですけれど。

河野少年課長 委員がおっしゃるとおり、暴走族といいますのが、道交法違反なり、道路運送車両法違反なりに抵触してくる集団だと思わんですけれども、ここ最近、警察として把握している暴走族グループはないということで承知をいたしております。

ただ、単発的に改造バイクを走らせる者等がございますけれども、昔ありましたような組織的、集団化したようなものというのは、現時点、把握されてないと承知しております。

前屋敷委員 学校政策課にお尋ねしたいのですが、2ページの資料の中の取り組みで、情報モラル教育の充実というのが今後の、今もなされている状況だし、これからも必要だという点で。子供たちや保護者の方々に対してもいろいろな指導もされておられるということなのですが、私、この問題で、先日、NHKの朝の番組で、ちょうどこのインターネットだとかLINEの問題を取り上げておられて、もうLINEって私もなかなか理解ができないのですけれど、特に子供たちはスマートフォンなどは24時間携帯をしていて、食事のときにもいろいろな連絡が来て対応するというようなことで、家庭では使い方のルールを決めるということなども出されていたので、そういういろいろな指導もされておられるのですけれど、テレビであったのは高校生だったのですが、高校生みずからがやはり問題意識を持って、その使い方に対するマニユ

アルをつくって、学校で生徒たちが、そしてそれを、今、もう目まぐるしく変わるという話がありましたが、毎年それを更新する、そして、全校にそれをみずから広めていく。

ですから、みずからが犯罪者になったり加害者にならないためにどうするかというところの問題を共有しているというのは、本当に進んだ取り組みだなと思って見てたのですけれど、そういうことも、学校側とかから子供たちに指導をして徹底させるだけでなく、やっぱり子供たち自身が、そういうものに巻き込まれないためにはどうするかという問題意識が持てるような、そういう取り組みも大事じゃないかなと思わんですが、そういう点ではどうですか。

今村学校支援監 おっしゃるとおりで、非常にそこが重要な部分だというふうに思っています。

先ほど、今、9種類の啓発資料をつくっておりますということを申し上げましたけれども、今、その中に児童生徒用というものが、小学校段階、中学校段階、高校段階とございますが、その発達段階に応じてであります。中・高生の中では、やはりネット利用のメリットだとかデメリット、そしてそのトラブルの例だとかも示したいというふうに考えておりますし、LINEそれからトークというものとございますが、そういったものとのつき合い方というの、事細かく資料の中では紹介していきたいというふうに思っています。

御紹介の例は、非常に進んだ例だというふうに思っています。例えば、いじめにつきましても、根絶するために生徒たちが学校の中で生徒会を中心にして、いじめ根絶集会をみんなで実施しながら共有して、友達と仲よくしようというような運動として繰り広げていくような場面

がございます。そういったところは、非常に醸成がされていくというふうに思っています。

こういったネット利用についても、生徒会等が中心になって、そういうふうに子供たちがみずから自分の心にブレーキをかけたり、フィルタリングの方法だとか、有害なところにアクセスしないとか、そういうルールづくりができること非常にありがたいというふうに思っていますので、ぜひこの今つくりつつある啓発資料の中にも、そういった事例を取り込んでいって紹介させていただきたいというふうに思っています。

それから、保護者と子供との家庭でのルールづくりというのも、ぜひ重要なことだというふうに思っていますので、保護者用の資料の中にはそういう家庭でのルールづくりというのを進めていただくように、その中に盛り込もうと思っ

ているところでございます。

以上でございます。
前屋敷委員 自主的にというと、なかなか年齢的にも段階があるかと思うのですが、私が見たのは高校生がみずからということなので、低学年にそれが直接当てはまるということではないと思うのですが、その辺のところはいろいろ工夫も凝らしながら、やっぱりみずからの問題として認識できるような、そういう取り組みが必要かなというふうに思いましたので、ぜひ研究もしていただきたいと思

います。

西村委員長 ほかにないでしょうか。
二見委員 いろいろとこういうチラシ、パンフレットとかの配布とか、啓発とか、また子供たちへの指導とか、非常にいろいろな取り組みをしているというのはよくわかったのですが、一番足りないと思うのは、子供たちが、自分たちが自分

で考えて、そういったものにどう対応したらいいのかっていう、まず考える力、何をどう。インターネットとか、本当に使い方によってはすごく便利なものじゃないですか。フィルタリングをかけるとか、そういった対応策も大事なんですけれども、そもそも自分がそういうものに近づかないとか、そういったものを考える取り組みっていうか、その情報提供をするだけじゃなくて、それはもういわゆる知識として頭の中に入れてくる、入ってきたものをしっかり実行するっていうようなところを何か、指導するとい

いますか、そういった部分がないのかなというふうにいつも感じるんです。ほかの、教育でも、こども家庭もそうなんでしょうけれども、何かそういったものはないのでしょうか。
村上こども家庭課長 まず、平成21年にできました青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の基本理念のところ、やはり今委員がおっしゃいましたように、まずフィルタリングをかけるではなくて、まずは、子供たちに正しく適切に活用する能力を習得させるという施策を打つべきだと。その次に、やはりフィルタリングソフトウェアの性能の向上や利用の普及を図って、なるだけ青少年が有害なそういう情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。そして、3つ目に、やはりインターネットが持つ、多様な主体が世界に向け、多様な表現活動を行うことができるというインターネットの特性に配慮して、民間における自主的な取り組みを尊重して、国・地方公共団体はその支援をするという3つの基本理念が定められておりまして、やはりおっしゃるとおり、先ほどから出ておりますリテラシー、正しくインターネットを活用する能力を育てていくという施策が、やはりまず大事かなという

ことを考えております。

私どもが、御紹介しました講演会を2回しましたけれども、そこの中のお話も、やはりインターネットをもう見させないとか使わせないということはもう無理ですと、もうこれだけ普及していて、そしてこんなに便利なものを使わせないという方法はもうありません。まず、正しく使うためにはどうすればいいか、これを有効に使うためにはどうすればいいかということを経も子供たちに教えてくださいというお話が、やはり一番印象に残ったところでした。ですから、やはり施策を打つに当たっては、そういう視点でしていくべきだと考えております。

二見委員 まあそうですね。おっしゃるようにそうなんですけれども、いろいろな情報などは与えるけれども、それを、使い方というか。使い方とは何かといえば、要するに最終的には未成年とか、子供たちとかまだ未熟な段階では厳しいことかもしれないけれども、やっぱり行く行く一成人としての責任を負っていかないといけないんだっていうことを、一つ一つ学んでいくっていうことが大事だと思うんです。だから、こういったことをしたら自分に対して、自分はどういう責任をとらないといけないのか、今は未成年だから法律で守られてるとかあるかもしれないけれども、そういったことを一つ一つ学びながら、そういったことにかからないためにはどういう考え方をしないといけないのか、もっと根本的なところなんじゃないかなと思うんです。

もう、一つ一つの事象に対して、要するに個別にやってはいけないこととかを考えるだけじゃなくて、もっと全体的に、いじめだってそうだと思うんです。誹謗中傷とか、そういうことをしちゃいけないっていうことがまずわかっ

てないっていうことが、そもそもの事の発端だと思うんです。そういったところを、まず根っことして、そこを指導するっていうところから始めていかなければならないんじゃないかなって思うんですが、そういった話が、まずこういったところでの委員会とかの説明で出てこないものですから、そういった取り組みが一番大事だと思うんです。

そのこのところは、だから、教育委員会また学校の政策だけじゃないんでしょうけれども、もっと県として、それはもちろん子育ての中では親が第一次的に責任をとらないといけないんだっていうのを、大体教育のほうも変わってきたりとかしているんで、そのこのところをもうちょっとはっきりしながら、子育てっていうものを考えていけるような取り組みっていうふうに変えていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでした。退席いただいて結構です。

暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

西村委員長 では、再開をいたします。

次に、11月6日から8日にかけて実施する県外調査につきまして、「資料1」をごらんください。調査先については、前回の委員会で決定をいただきましたが、飛行機の時間等に若干の変更がありますので、よろしくをお願いします。当日は、9時20分、宮崎空港に集合となっておりますので、よろしくお願いをいたします。よろ

平成25年11月1日（金曜日）

しいですか。参考として、はまゆう会の資料等もつけております。

続きまして、協議事項（2）の次回委員会についてであります。11月定例会中の12月6日金曜日の開催を予定しております。執行部への説明資料の要求また御意見等がございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、次回の委員会の要求資料等については、正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（3）の「その他」でございますが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 特にありませんので、次回の委員会は12月6日の午前10時からを予定しております。

先ほど申し上げましたが、11月6日、県外調査となっておりますので、空港口ビーにお集まりいただきますようお願いをいたします。

それでは、本日の委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時54分閉会